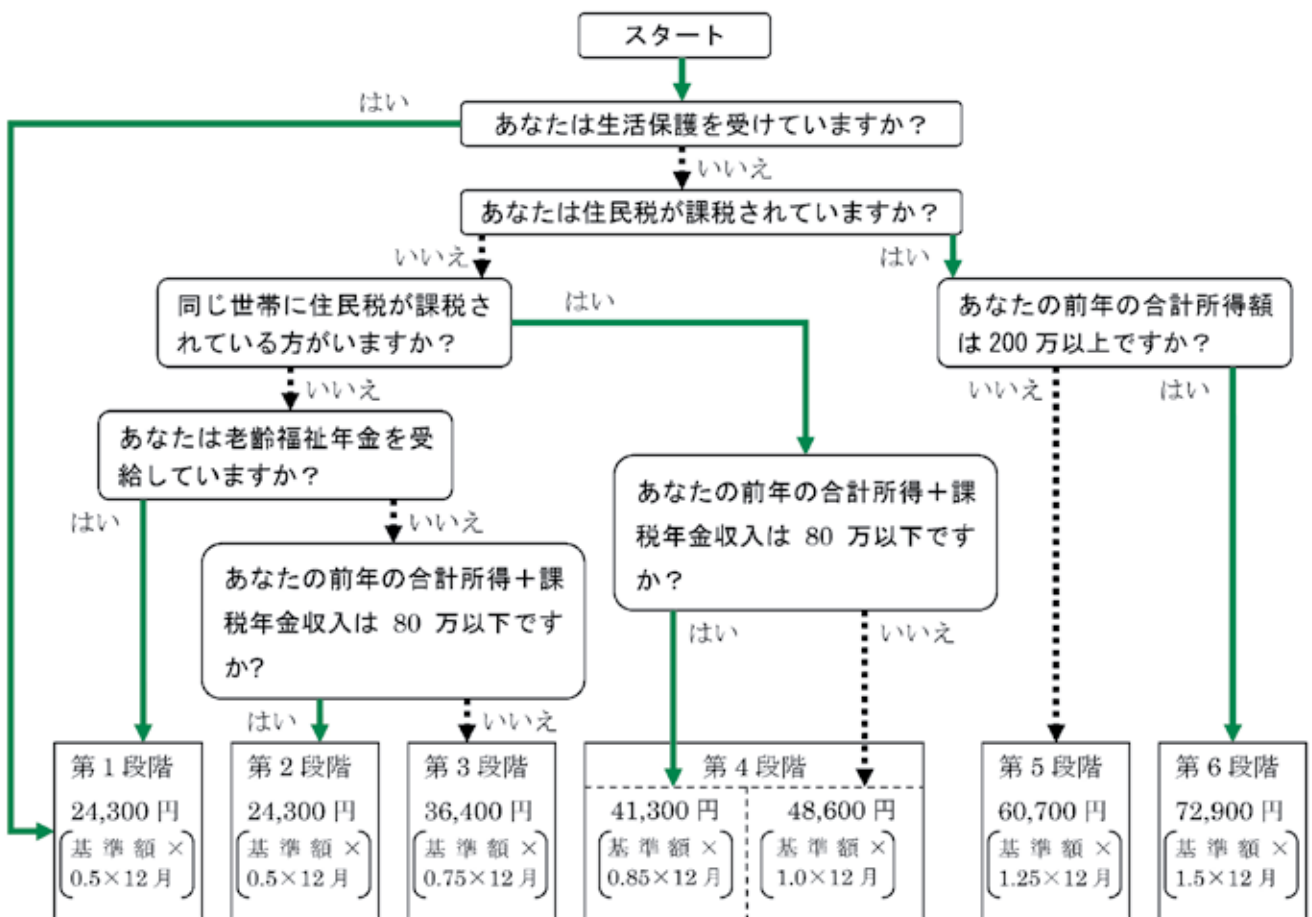


21年度からの介護保険料の基準額が **4,050円** (月額) になりました

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は3年ごとに見直されます。21年度から23年度までの介護サービス費用の見込みをもとに定められました。

今期は介護に従事する人の処遇を改善するため、介護報酬がプラス3%改訂されました。この改訂によるプラス分が介護保険料に反映されることにより介護保険料が急激に上昇しないよう、緊急特別対策による軽減措置が講じられます。平成21～23年度の介護保険料上昇分のうち、介護報酬改定に伴う増加分は、交付金(国費)により3年間軽減された結果、今回の基準額(4,050円)となりました。

この基準額をもとに所得に応じて保険料の区分が決まります

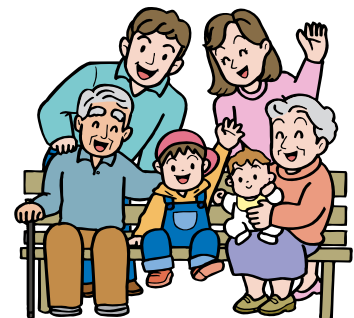


● 介護保険は支え合いの制度です

介護保険の財源は保険料と公費がそれぞれ半分ずつ負担しています。

このうち40～64歳の人(第2号被保険者)が納める保険料が費用全体の30%、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料が20%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支える仕組みになっています。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように保険料は必ず納めましょう。



【問い合わせ先】

保健福祉課 保険チーム 22-3043・住民生活課 民生チーム 25-2511